

3 サービス提供記録（介護日誌）に関する事項

(1) 居宅介護サービス

① 同じサービスを行ったのに、日（又は担当者）によってかかった時間に差がある。

記録A 担当：〇〇
〇月△日13:00～14:00
・入浴介助(洗身・洗髪)
・水分補給・排せつ介助
・本人の様子等・・・

記録B 担当：△△
〇月×日13:00～15:00
・入浴介助(洗身・洗髪)
・水分補給・排せつ介助
・本人の様子等・・・

◆同じサービス内容にも関わらず所要時間がAは1時間、Bは2時間
(※計画で設定した所要時間は1時間)
→サービスの手順(書)が定められていないのではないかと
『居宅介護サービス費の算定について [平18障発第1031001号]』
計画作成に当たっては、時間数が有効に活用されるよう、利用者の希望を踏まえることが必要。サービスを行った際は、実際に要した時間で算定されるのではなく、計画に基づいて行われるべきサービスに要する時間に基づき算定されることに留意する必要がある。当初の計画で定めた時間や内容が実態と一致しない場合は、速やかに計画の見直し、変更を行うこと。

② 移動支援との混在（身体介護に続いて移動支援を実施）

記録C 担当：〇〇
〇月△日13:00～15:00
・身体介護で実施した内容とその所要時間と移動支援の内容とその所要時間の区別がない

◆身体介護と移動支援の区別（内容と時間）を明確にする
→全体のうちのどの時間帯が身体介護か？
→計画で定めた時間に沿っているのか？
→身体介護の実績が本当にあるのか？

③ 2人介護の実施（利用者からの希望が理由）

記録D 担当：〇〇、△△
□月×日13:00～14:30
・入浴介助(洗身・洗髪)
・水分補給・排せつ介助
・本人の様子等・・・

居宅介護従事者の氏名は2人分記入されているが、記載内容は1人介護と同じ

◆2人介護の必要な時間帯・不要な時間帯の混在を避ける（何を2人で行い、何を1人で行ったか、読み取ることができない）
→計画で定めた内容や時間に沿って2人介護しているか？
→不要な部分も2人介護を行い、過大に請求していないか？
『2人の居宅介護従業者による居宅介護の取扱い等 [平18障発第1031001号]』
2人の居宅介護従業者による居宅介護について、それぞれの居宅介護従業者が行う居宅介護について所定単位数が算定される場合のうち、厚生労働大臣が定める要件（平成18年厚生労働省告示第546号）の一に該当する場合としては、体重が重い利用者に入浴介助等の重介護を内容とする居宅介護を提供する場合等が該当し、二に該当する場合としては、例えば、エレベーターのない建物の2階以上の居室から歩行困難な利用者を外出させる場合等が該当するものであること。したがって、単に安全確保のために深夜の時間帯に2人の居宅介護従業者によるサービス提供を行った場合は、利用者側の希望により利用者や家族の同意を得て行った場合を除き、この取扱いは適用しない。

(2) その他の障がい福祉サービス

① 計画で決めた支援項目があまり使われていない

【事例】～グループホーム～

〈個別支援計画〉
【支援項目】
・金銭の自己管理
・居室の定期清掃
・周囲との円滑なコミュニケーション等々…



記録E □月×日
・入浴の有無
・外出場所
・帰省時の様子など…
(支援や相談の記録などは記載なし)

◆計画に定めた支援項目の進み具合、実践の様子が把握できない
→計画内容は適正か？
→モニタリングは行われているか？
→支援体制に問題はないか？

② あえて記録をしていない

【事例】～就労系のサービス～

〈個別支援計画〉
【支援項目】
目標：○○○○○…
作業、支援の内容
：△△△△△…
留意事項：□□□□□…



記録F □月×日
・作業時間：9:30~12:00
・本人の発言など…
「○○」の話をしていた
(作業内容、本人の様子などは記載なし)

【担当支援員】曰く
「作業は毎日行っていることなので、特に記録してません。」

◆就労系サービスの基本方針
「生産活動等、活動機会の提供、就労に必要な知識・能力の向上のための訓練その他の支援を適切に行う」
→記録からは支援の実施状況把握が困難
→計画と実態が大きく異なっ
たまま長期間が経過

③担当者によって記録方法が違う

【事例】～全サービスに共通～

A 職員の記録

記録G 担当:○○
□月×日13:00～14:30
(うち身体1時間)
・入浴介助(洗身・洗髪)
・水分補給・排せつ介助
・調理(海鮮鍋の下拵え)
・本人の様子等・・・



開始・終了時間、具体的支援内容、利用者の様子や特記事項などを記載

計画に沿った適正なサービス提供の実態把握が可能

B 職員の記録

記録H 担当:△△
□月×日
・入浴介助(洗身・洗髪)
・水分補給・排せつ介助
・調理(海鮮鍋の下拵え)
・本人の様子等・・・



(特に居宅介護で) Aと同じ支援を行っていたとしても時間不明のため、請求の正当性が揺らぐ

C 職員の記録

記録I 担当:××
□月×日13:00～14:30
・本人の様子等・・・



時間や日程しか書かれておらず、何をしたのか確認が困難
(本当にサービスを行ったのか?)

- ◆サービス提供責任者の責務
⇒従業者に対する技術指導等のサービス内容の管理を行うもの
- ◆サービス管理責任者の責務
⇒他の従業者に対して、サービスの提供に係る技術的な指導及び助言を行うこと
- ◆児童発達支援管理責任者の責務
⇒①指定基準第29条に規定する相談及び援助を行うこと
②他の従業者に対する技術指導及び助言を行うこと
- ◆管理者の責務
⇒従業者の管理及び業務の実施状況の把握その他の管理を一元的に行うとともに、従業者に指定基準の規定を遵守させるため必要な指揮命令を行うこと

《サービス提供記録の時期等》

○サービス提供の都度、記録が必要なサービス

居宅介護、重度訪問介護、同行援護、行動援護、生活介護、短期入所、自立訓練（機能訓練）、自立訓練（生活訓練）（宿泊型自立訓練を除く。）、就労移行支援、就労継続支援A型、就労継続支援B型、地域移行支援、地域定着支援、児童発達支援、医療型児童発達支援、放課後デイサービス、保育所等訪問支援

○記録が適切にできる場合は、後日一括記録でも可能なサービス

療養介護、自立訓練（生活訓練）（宿泊型自立訓練）、共同生活援助、障害者支援施設（当該施設等で施設入所支援を受ける者）、福祉型障害児入所施設、医療型障害児入所施設

4 計画未作成減算に関する事項

●計画未作成減算【居宅介護・重度訪問介護・同行援護・行動援護を除く】

計画が作成されずにサービス提供が行われていた場合に、当該月から、その状態が解消されるに至った月の前月まで、基本単位数の70%を算定する。

減算が適用された月から3月以上連続して当該状態が解消されない場合、減算が適用された3月目から当該状態が解消されるに至った月の前月までの間につき、所定単位数の50%を算定する。

[減算となる場合]

- (1) サービス管理責任者又は児童発達支援管理責任者により、計画が作成されていない場合
- (2) 基準に定める計画の作成業務が適切に行われていない場合

【事例】 かなり以前に作成したと思われる計画だけが保管されており、見直しの形跡がない。

①作成月日が確認できない

- ・いつ作成(変更)したかわからない計画からは、状況の確認が難しい。

②現在のサービス提供実態と計画内容が一部矛盾している

- ・計画の見直し作業が(少し)遅れているのか？あるいは長期間全く見直されていないのか？
- ・計画ではなく、サービス提供内容に誤りがあるのか？
- ・誤りがあるとしたら、計画の実施状況の把握は行われていたのか？
(実施状況の把握が行われていれば、計画と実態の矛盾は生じないはず！)

③サービス管理責任者又は児童発達支援管理責任者から作成時や見直し時の経緯について説明ができない

- ・サービス管理責任者又は児童発達支援管理責任者は計画の作成や管理を適切に行っていたのか？
- ・利用者や家族への説明をどう行ってきたのか？

④サービスは(何らかのものを)提供しているが、その土台がないために減算につながる場合がある

5 各種加算の適用に関する事項

加算の条件等は、平18厚告第543号、平成24厚告第124号及び平18障発1031001号並びに平24厚告第122号、平24厚告第123号及び平24障発0330第16号による。

(1) 特定事業所加算【居宅(重度訪問)介護・同行援護・行動援護】

良質な人材の確保とサービスの質の向上を図る観点から、条件に応じてサービス費を20%(Ⅰ)、10%(Ⅱ、Ⅲ)又は5%(Ⅳ)加算算定できるもの。

- ①特定事業所加算(Ⅰ)を算定する場合：アからクのすべてに適合していること。
- ②特定事業所加算(Ⅱ)を算定する場合：アからオのすべてに適合し、カ又はキに適合していること。
- ③特定事業所加算(Ⅲ)を算定する場合：アからオ及びクのすべてに適合していること。
(※重度訪問介護事業所の場合は、①、②、③とも、さらにケに適合していること。)

ア すべての従業者(登録従業者を含む。)に対し、従業者ごとに研修計画を作成し、当該計画に従い、研修(外部における研修を含む)を実施又は実施を予定していること。

主な指摘事例

- 従業者ごとの研修計画を作成していない
- 研修計画は作成しているが実施されていない
- 記録が整備されおらず研修の実施が確認できない

イ 次に掲げる基準に従い、居宅(重度訪問)介護・同行援護・行動援護が行われていること。

- ・ 利用者に関する情報若しくはサービス提供に当たっての留意事項の伝達又は従業者の技術指導を目的とした会議を定期的に開催すること。
- ・ サービス提供責任者が、当該利用者を担当する従業者に対し、当該利用者に関する情報やサー

サービス提供に当たっての留意事項を文書等の確実な方法により伝達してから開始するとともに、サービス提供終了後、担当する居宅介護従業者から適宜報告を受けること。

主な指摘事例

- 利用者に関する情報若しくはサービス提供に当たっての留意事項の伝達又は従業者の技術指導を目的とした会議が定期的に開催されていない
- 記録が整備されておらず、当該会議の開催が確認できない
- 当該利用者に関する情報やサービス提供に当たっての留意事項の伝達が口頭により行われ、文書等の確実な方法による伝達となっていない

ウ すべての従業者に対し、健康診断等を定期的に実施すること。

主な指摘事例

- パート従業者や登録従業者に対して、事業主の負担による健康診断が行われていない

エ 緊急時等における対応方法が利用者に明示されていること。

主な指摘事例

- 緊急時等における対応方法の明示が不十分
※参考：明示の方法
a 緊急時等の対応方針、b 緊急時の連絡先、c 対応可能時間等を記載した文書を利用者に交付し、説明すること（重要事項説明書等への明記も可）

オ 新規に採用したすべての従業者に対し、熟練した従業者の同行による研修を実施していること。

主な指摘事例

- 熟練した従業者の同行による研修が実施されていない
- 記録が整備されておらず、同行による研修の実施が確認できない

カ 次のいずれかに該当すること。

- ・ 従業者の総数のうち介護福祉士の占める割合が100分の30以上
- ・ 従業者の総数のうち介護福祉士、実務者研修終了者、介護職員基礎研修課程修了者及び居宅介護従業者養成研修1級課程修了者の占める割合が100分の50以上

主な指摘事例

- 有資格者の割合が条件に達していない

- ・ 前年度又は算定日が属する月の前3月間におけるサービス提供時間のうち、常勤の従業者によるサービス提供時間の占める割合が100分の40以上

主な指摘事例

- 常勤の従業者によるサービス提供時間の占める割合が100分の40未満であった

上記のほか、同行援護では、同行援護従業者養成研修課程修了者及び、厚生労働省組織規則に定める国立障害者リハビリテーションセンターの学院に置かれる視覚障害学科の教科を修了した者、その他これに準ずる視覚障害者の生活訓練を専門とする技術者の養成を行う研修を修了した者の占める割合が100分の30以上でも可

キ すべてのサービス提供責任者が次のいずれかに該当すること。

- ・ 3年以上の実務経験を有する介護福祉士
- ・ 5年以上の実務経験を有する実務研修修了者又は介護職員基礎研修課程修了者
- ・ 5年以上の実務経験を有する居宅介護従業者養成研修1級課程修了者
(ただし、1人を超えるサービス提供責任者を配置することとされている事業所においては、常勤のサービス提供責任者を2名以上配置していること。)

主な指摘事例

- 有資格者の割合が条件に達していない

ク 前年度又は算定日が属する月の前3月間における利用者（児童を除く）の総数のうち、障害支援区分5以上である者及び及び喀痰吸引等（口腔内の喀痰吸引、鼻腔内の喀痰吸引、気管カニューレ内部の喀痰吸引、胃ろう又は腸ろうによる経管栄養又は経鼻経管栄養）を必要とする者（当該指定事業所が社会福祉士及び介護福祉士法附則第20条第1項の登録を受けている場合に限る。）の占める割合が100分の30（重度訪問介護事業所の場合は、100分の50）以上であること。

主な指摘事例

- 障害支援区分5以上である利用者の占める割合が100分の30未満であった
- 重度訪問介護事業所で加算算定しているのに、障害支援区分5以上である利用者の占める割合が100分の50未満であった

ケ 従業員の24時間派遣が可能となっており、現に深夜帯も含めてサービスを提供していること。

主な指摘事例

- 勤務体制上、現実的に24時間派遣は困難であり、現に深夜帯のサービスは提供されていない

④ 特定事業所加算（Ⅳ）

次に掲げる基準のいずれにも適合すること。

ア ①のアからオまでに掲げる基準のいずれにも適合すること。

イ すべてのサービス提供責任者に対し、サービス提供責任者ごとに研修計画を作成し、当該計画に従い、研修（外部における研修を含む）を実施又は実施を予定していること。

ウ すべてのサービス提供責任者が次のいずれかに該当すること。

- ・ 3年以上の実務経験を有する介護福祉士
- ・ 5年以上の実務経験を有する実務者研修修了者、介護職員基礎研修課程修了者又は居宅介護従業者養成研修1級修了者

ただし、第2の2により2人以下のサービス提供責任者を配置することとされている事業所においては、常勤のサービス提供責任者を1名以上配置していること。

エ 前年度又は算定日が属する月の前3月間における利用者（障害児を除く）の総数のうち、障害支援区分4以上である者及び喀痰吸引等（口腔内の喀痰吸引、鼻腔内の喀痰吸引、気管カニューレ内部の喀痰吸引、胃ろう又は腸ろうによる経管栄養又は経鼻経管栄養）を必要とする者（当該指定居宅介護事業所が社会福祉士及び介護福祉士法附則第20条第1項の登録を受けている場合に限る。）の占める割合が100分の50以上であること。

(2) 福祉専門職員等配置加算【療養介護・生活介護・共同生活援助・自立訓練・就労系・児童発達支援・医療型児童発達支援・放課後等デイサービス・障害児入所施設】

良質な人材の確保とサービスの質の向上を図る観点から、条件に応じて次のとおり加算を算定できるもの。

- ・ 生活介護、機能訓練、生活訓練、就労移行支援、就労継続支援A型、就労継続支援B型、児童発達支援、医療型児童発達支援、放課後等デイサービス
～15単位/日（Ⅰ）、10単位/日（Ⅱ）、6単位/日（Ⅲ）
- ・ 療養介護、宿泊型自立訓練、共同生活援助、福祉型障害児入所施設、医療型障害児入所施設
～10単位/日（Ⅰ）、7単位/日（Ⅱ）、4単位/日（Ⅲ）

①福祉専門職員配置等加算（Ⅰ）を算定する場合

指定基準の規定により配置することとされている直接処遇職員として常勤で配置されている従業員の総数のうち、社会福祉士、介護福祉士、精神保健福祉士、**作業療法士**又は公認心理師である従業員の割合が100分の35以上であること。

なお、「常勤で配置されている従業員」とは、正規又は非正規雇用に係わらず、各事業所において定められる常勤の従業員が勤務すべき時間数に達している従業員をいう。（②、③において同じ。）

主な指摘事例

- 常勤で配置されている従業員の有資格者の割合が100分の35未満であった